

事業群評価調書(令和2年度実施)

基本戦略名	9 快適で安全・安心な暮らしをつくる	事業群主管所属	県民生活環境部資源循環推進課
施策名	(5) 良好で快適な環境づくりの推進	課(室)長名	吉原 直樹
事業群名	③ PM2.5等大気汚染物質や漂着ごみ対策等の推進	事業群関係課(室)	県民生活環境課、地域環境課

1. 計画等概要

(長崎県総合計画チャレンジ2020 本文)						(取組項目)				
県内では高い濃度のPM2.5や光化学オキシダント※が観測されるほか、海岸では多くのごみが漂着するなど広域的な環境問題が生じており、国、市町、関係団体と連携して漂着ごみの回収処理を図るとともに、近隣国との国際的な連携による発生抑制対策等の取組を進めます。 ※光化学オキシダント:大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽の紫外線で化学反応を起こして発生する刺激性的汚染物質						i) 東アジア諸国との国際的な環境技術交流、環境保全への取組によるPM2.5、光化学オキシダント等の大気環境の改善 ii) 良好な海岸環境の保全と海岸漂着物発生抑制対策の推進 iii) 工場・事業場の大気汚染物質監視等による大気環境の保全 iv) 新規汚染物質も含めた大気の常時監視の強化				
事業群	指標		基準年	H28	H29	H30	R元	R2	最終目標(年度)	(進捗状況の分析)
	目標値①			25,000人	26,000人	27,000人	28,000人	29,000人	29,000人(R2)	
	実績値②		24,313人(H26)	23,704人	24,182人	24,746人	23,255人		進捗状況	
達成率②/①			94%	93%	91%	83%			遅れ	海岸漂着ごみ対策においては、漂着ごみ削減のための発生抑制対策が重要なことから、釜山広域市との交流事業、環境教育や啓発活動など市町・民間団体等と連携した発生抑制対策事業を通じて、景観や生活衛生の向上と海岸環境保全に取り組んでいる。令和元年度の実績は23,255人で、目標の83%となったが、発生抑制対策事業の実施事業数は目標の124%となった。
海洋ごみ等の発生抑制対策事業に係るボランティア参加者数										

2. 令和元年度取組実績(令和2年度新規・補正は参考記載)

事業番号	取組項目	事務事業名	事業期間	事業費(単位:千円)			事業概要	指標(上段:活動指標、下段:成果指標)				令和元年度事業の成果等	中核事業		
				H30実績	うち一般財源	人件費(参考)		事業対象	令和元年度事業の実施状況(令和2年度新規・補正事業は事業内容)	主な指標	H30目標			H30実績	達成率
				R元実績							R元目標			R元実績	
R2計画	R2目標	R2実績	所管課(室)名	根拠法令											
1	取組項目 i	長崎発東アジアの環境技術発信事業	H27-R2	4,240	4,240	7,972	中国福建省生態環境庁、福建医科大学、福建省CDC、日韓海峡沿岸8県市道	東アジア地域との環境保全に関する交流を通じた相互の人材育成や課題解決への貢献を図るため、中国福建省環境保護庁(現:生態環境庁)と、備忘録に基づく交流団の招聘、相互の職員派遣及び受入(各2人)を行うとともに、福建医科大学、福建省CDCとの共同研究に向けた協議を実施した。 また、日韓海峡沿岸県市道交流知事会議(環境技術交流事業)において実施した「地下水の成分等の調査」の結果を報告書に取りまとめるとともに、R2～3年度の事業について合意文書を作成した。	活動指標	実務者会議への参加回数(回)	2	2	100%	●事業の成果 ・福建省との廃棄物処理や水質・大気等の現状や相互の地域ニーズの把握、韓国との地下水の日韓比較調査による現状把握を行うことができた。また、福建省CDCとは、国際感染症対策の共同研究を始めた。 ●事業群の目標(指標達成)への寄与・各地域の行政機関等との交流を通じて各地域でのボランティア等への情報発信の重要性等、環境保全への意識の醸成により指標達成に寄与した。	○
				3,820	3,820	7,954					2	2	100%		
				4,800	4,800	7,975					1	1	100%		
		県民生活環境課				根拠法令	—		1						
2	取組項目 ii	海岸環境保全対策推進事業	H22-R2	511,221	43,335	7,972	県・市町	県内離島や釜山広域市等の高校生やNPOを新上五島町に招聘し、相互理解と発生抑制に関するワークショップを実施した。 市町に対し、海岸漂着物の回収・処理及び発生抑制対策を実施するための長崎県海岸漂着物等地域対策推進事業補助金を交付した。また、県管理海岸所管課(漁港漁場課・港湾課・諫早湾干拓課)において海岸漂着物の回収・処理を実施した。	活動指標	発生抑制対策の取組市町数(市町)	15	10	66%	●事業の成果 ・県・市町管理海岸における海岸漂着物の回収・処理の実施により、景観や生活衛生の向上と海岸環境保全が図られた。 ●事業群の目標(指標達成)への寄与・県・市町管理海岸における海岸漂着物の回収・処理や発生抑制対策の実施により、景観や生活衛生の向上と海岸環境保全に寄与した。	○
				512,480	17,437	7,954					15	11	73%		
				657,976	11,510	7,975					74	89	120%		
					74	92	124%								
		資源循環推進課				根拠法令	—		74						

3	取組項目 iii	工場監視指導費(大気)	S46-	464	464	1,594	大気汚染防止法で規定するばい煙発生施設及び一般粉じん発生施設等に対し立入検査を実施し、届出内容の確認や維持管理状況等を確認した。	活動指標	立入件数(件)	1,300	2,369	182%	●事業の成果 ・大気汚染防止法に基づき、立入検査を行い排ガスの排出状況を確認した。また、法に違反又は違反する恐れのある場合は速やかな改善を指導した。 ●事業群の目標(指標達成)への寄与 ・煤煙検査することで大気汚染防止に寄与した。	○
				290	290	1,590				1,300	2,377	182%		
				422	422	1,595				100	100	100%		
	地域環境課	100	100	100%										
							根拠法令	大気汚染防止法	成果指標	排出基準の適合率(%)	100	100	100%	
4	取組項目 ii	大気汚染監視テレメータ運営費	S53-	41,532	0	4,384	県民の健康を保護し生活環境を保全するため、県下11箇所の大気環境測定局において大気汚染の常時監視を行った。	活動指標	大気汚染常時監視数(測定局数)	11	11	100%	●事業の成果 ・環境基準の達成状況や経年変化等を把握した。令和元年度は、測定器の修繕に伴い、1つの測定局で一部項目の環境基準達成状況の把握が行えなかった。令和元年度は、オキシダント注意報の発令を行った。なお、PM2.5の注意喚起は無かった。 ●事業群の目標(指標達成)への寄与 ・大気環境の状況を常時監視し迅速に情報提供を行った。	○
				45,622	0	4,374				11	11	100%		
				54,932	0	4,386				100	100	100%		
	地域環境課	100	94.5	94%										
							根拠法令	大気汚染防止法	成果指標	環境基準達成状況の把握(%)	100	100	100%	
5	取組項目 iv	環境監視測定費(大気)	H9-	2,484	2,484	1,195	有害大気汚染物質に関する環境監視を実施し、有害大気汚染物質による大気汚染状況を確認した。	活動指標	有害大気汚染物質モニタリング地点数(地点)	3	3	100%	●事業の成果 ・有害大気汚染物質による汚染状況の環境監視を行い、環境基準の達成状況や経年変化等を把握した。	
				2,589	2,589	1,193				3	3	100%		
				2,814	2,814	1,196				100	100	100%		
	地域環境課	100	100	100%										
							根拠法令	大気汚染防止法	成果指標	環境基準達成状況の把握(%)	100	100	100%	
6	取組項目 v	ダイオキシン類対策事業	H12-	7,349	7,349	1,594	ダイオキシン類の測定計画に基づき、県下の29地点でダイオキシン類濃度の環境監視を行った。また、ダイオキシン類排出事業場に対し立入検査を実施した。	活動指標	ダイオキシン類の測定計画に基づく環境調査地点数(地点)	29	29	100%	●事業の成果 ・ダイオキシン類による汚染状況の環境監視を行い、環境基準の達成状況や経年変化等を把握した。	
				3,896	3,896	1,590				17	17	100%		
				4,787	4,787	1,595				16	100	100%		
	地域環境課	100	100	100%										
							根拠法令	ダイオキシン類対策特別措置法	成果指標	環境基準達成状況の把握(%)	100	100	100%	

3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i 東アジア諸国との国際的な環境技術交流、環境保全への取組によるPM2.5、光化学オキシダント等の大気環境の改善

●実績の検証及び解決すべき課題

福建省環境保護庁(現:生態環境庁)との間で両地域の環境の現状と課題等についての意見交換、県内環境関連企業等の視察及び意見交換を行い、双方の環境問題への理解と環境技術の向上に寄与することができた。また、福建医科大学と交換したPM2.5に関するデータを用いた相関解析・発生源推定を実施し、双方の大気汚染の改善に向けた研究交流にも取り組んだ。今後とも、環境技術職員の交流を図るとともに、両地域の更なる大気環境等の改善に向けて、福建医科大学、福建省疾病予防管理センターとの共同調査を継続していく必要がある。

また、日韓海峡沿岸8県市道の「地下水の成分等調査」においては、各県市道の地下水について利用形態の調査や、イオン成分・重金属成分等の測定・解析を行ったが、これらの結果は、各地域別の水質特性を把握する基礎資料として、地下水資源管理のための政策に寄与するものである。今後も海峡を挟んだ日韓8県市道による広域的な環境問題の課題解決に向けて情報交換等を行っていく必要がある。

●課題解決に向けた方向性

福建省生態環境庁とは、引き続き、環境技術交流員等を通じた人脈形成を進めるとともに、県内環境関連企業の中国展開を促すため、環境技術交流員がビジネスマッチングの視点を持ち、商談機会の創出を図るべく、県内企業の技術ニーズを中心とした交流を実施する。また、近年は、日韓両国の共同事業として実施すべき、明確かつ緊急性の高い共同調査テーマの選定が困難となっていたことを踏まえ、一旦共同調査を休止し、R2、3年度は政策事例や研究事例の情報交換・意見交換を行う形で事業を実施することとした。

ii	<p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <p>本事業における海岸漂着物の回収・処理により、良好な海岸環境の保全が図られており、引き続き、海岸漂着物の回収・処理を行う(H22～H31交付金による回収累計量:19,209t)。また、漂着ごみ削減のためには発生抑制対策が重要であるが、自治体とボランティア団体等との連携不足や参加者募集の周知が不十分であったため、目標とするボランティア参加者数に達しなかった。</p> <p>今後は更に市町等が実施するボランティア清掃等の取組への支援や、近隣県及び韓国などとの連携を強化する必要がある。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <p>今後は県からもボランティア団体等へ研修などを通じた働きかけをし、ボランティア団体等と市町が一体で実施する新たな形の回収処理やプラスチックごみの発生抑制対策を検討していく。</p>
iii	<p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <p>大気汚染防止法に基づき、工場・事業場の排出基準の遵守状況について確認した。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <p>今後とも大気汚染を防止するために法令の遵守状況を確認する必要がある。</p>
iv	<p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <p>大気汚染防止法に基づき、大気汚染状況の常時監視、有害大気汚染物質やダイオキシン類の環境監視を行い、環境基準の達成状況や経年変化等を把握した。令和元年度はオキシダント注意報の発令を行った。なお、PM2.5の注意喚起は無かった。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <p>今後とも大気汚染状況について常時監視等で把握し、必要に応じ注意喚起等を行う必要がある。</p>

4. 令和2年度見直し内容及び令和3年度実施に向けた方向性

事業番号	取組項目	事務事業名 所管課(室)名	令和2年度事業の実施にあたり見直した内容 (令和2年度の新たな取組は「R2新規」等と記載、見直しが無い場合は「－」と記載)	令和3年度事業の実施に向けた方向性		
				事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
1	取組項目 i	長崎発東アジアの環境技術発信事業 県民生活環境課	今後も、福建省生態環境庁との合意に基づき環境技術交流、行政交流、情報交換を行い、本県の環境技術に対するニーズ把握による県内環境関連企業との経済交流等をも視野に、庁内推進体制の強化等、庁内連携の今後のあり方等について検討していく。 日韓海峡沿岸県市道環境技術交流事業では、1995年以降13件の共同調査を実施し、両地域間の友好増進と相互交流の促進に一定の成果が得られてきたが、過去に実施した酸性雨やPM2.5など、国を越えた広域的な共同調査について、R2、3年度は政策事例や研究事例の発表会(情報交換・意見交換)を行う形で事業を実施することとした。	②⑦⑨	福建省生態環境庁との交流は、コロナ禍によって延期となった交流事業を回復させ、引き続き、産業労働部も交えた環境技術交流を行い、県内環境産業の実利に繋ぐべく、県内企業も含めた交流に展開していく。 日韓海峡沿岸県市道環境技術交流事業については、R元年度の交流会議においてR2年度からの2年計画で政策・研究発表会を実施することが決定されており、R4年度以降の共同事業については、発表会の実施結果を踏まえて検討していく。	現状維持
2	取組項目 ii	海岸環境保全対策推進事業 資源循環推進課	－	⑤⑥	海洋プラスチックごみ問題などに対応するため、令和元年5月に「プラスチック資源循環戦略」が国において策定され、令和2年7月1日にはレジ袋が有料化となった。 引き続き、海岸管理者による国の交付金を活用した海岸漂着物等の回収・処理を推進するとともに漁業者等のボランティアにより回収された漂流・海底ごみの運搬・処理に係る補助について活用を図ることはもとより、海洋ごみの8割は陸域からの流入と言われているため、陸域において清掃活動等を行うNPO等と市町が連携した河川の流域圏一体で実施する新たな形の回収処理や海洋へのごみの発生抑制対策によりプラスチックごみ削減の推進を図る。	改善
3	取組項目 iii	工場監視指導費(大気) 地域環境課	－	－	大気汚染防止法では、県の事務として工場・事業場の監視・指導が規定されている。現状において排出基準の違反は確認されていないが、排出基準の遵守状況の確認は必要であることから、引き続き法に基づく監視・指導をより効果的に行っていく。特に、自主測定が義務付けられている規模の大きい工場・事業場を中心に立入検査を行い、排ガスの排出状況を確認する。	現状維持

4	取組項目iv	大気汚染監視テレメータ運営費	—	②	大気汚染防止法では、県の事務として大気環境中の大気汚染状況の常時監視が規定されており、大気環境に係る施策を進めるうえでも環境基準の達成状況や経年変化等を把握することは重要である。また、PM2.5や光化学オキシダントの越境汚染が確認され、県民の健康を保持するためその観測体制の維持が必要なことから、継続して監視を行う必要がある。しかし、長年環境基準を超過していない項目についてはより効率的な調整を行うため、引き続き見直しを検討する。	改善
		地域環境課				
5	取組項目iv	環境監視測定費(大気)	—	—	大気汚染防止法では、県の事務として有害大気汚染物質による大気汚染状況の把握及び公表が規定されており、環境基準の達成状況や経年変化等を継続して把握している。これまでに測定地点数の見直し等を行っており、引き続き効率的な環境監視を行う。	現状維持
		地域環境課				
6	取組項目iv	ダイオキシン類対策事業	県内の本土地区で測定サイクルの見直しを行った。	—	ダイオキシン類対策特別措置法では、県の事務として大気環境中等のダイオキシン類の汚染状況の把握や工場・事業場の監視・指導が規定されており、環境基準の達成状況や経年変化を継続して把握するとともに、工場・事業場からの排出基準の遵守状況を確認している。これまでに測定地点数の見直し等を行っており、引き続き効率的な環境監視を行う。	現状維持
		地域環境課				

注:「2. 令和元年度取組実績」に記載している事業のうち、令和元年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

- ① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができているか。
- ② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
- ③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
- ④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
- ⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
- ⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案(制度改正要望)する必要はないか。
- ⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
- ⑩ その他の視点